

船橋市交通安全指導員設置要綱

(設置)

第1条 本市における交通安全の確保及び交通安全教育・指導を図るため、船橋市交通安全指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(業務)

第2条 指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通安全教育の実施計画の作成に関すること。
- (2) 幼児、児童、高齢者等に対する交通安全教室に関すること。
- (3) 交通安全運動期間中の広報活動に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他交通安全指導に必要な業務に関すること。

(資格)

第3条 指導員は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 幼児、児童、高齢者等に対して親切であること。
- (3) 交通安全指導に熱意を持っていること。

(身分)

第4条 指導員は会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第13号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。